

GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2016 年第 37 週
(9/12～9/18)

Gifu Infectious Diseases Weekly Report 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

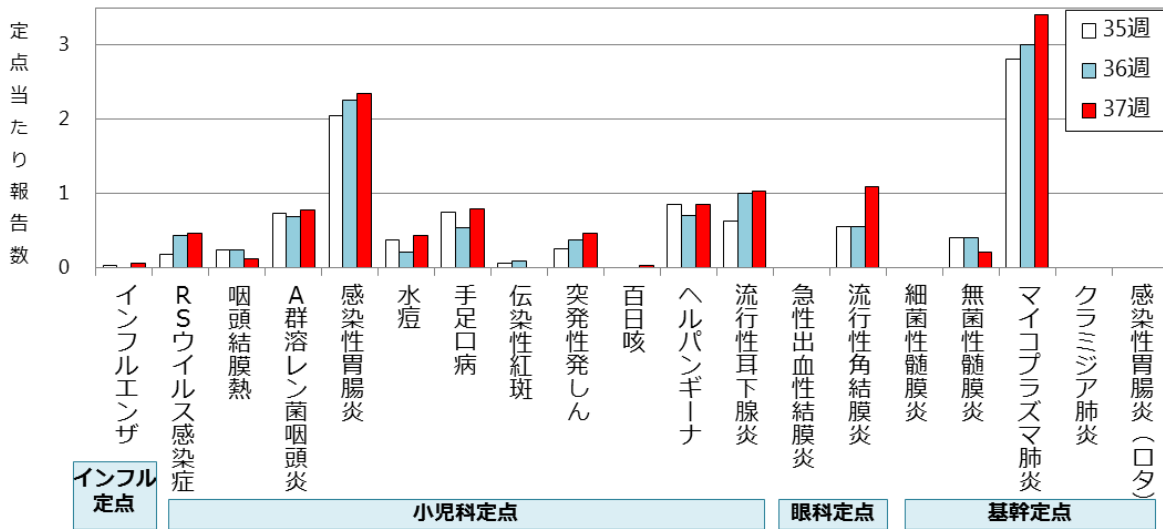
- ◇ 流行性耳下腺炎が、前週に引き続き高いレベルで推移しています。
- ◇ 流行性角結膜炎の報告数が増加しています。
- ◇ 9 月 24 日～30 日は結核予防週間です。→トピックス

■ 定点把握対象疾患（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—
注意報レベル	なし	—

● 直近 3 週の比較



■ 全数把握対象疾患

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 9 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 4 例（O157：4 例）
- 4 類感染症：デング熱 1 例（感染地域：フィリピン）
- 5 類感染症：後天性免疫不全症候群 3 例、梅毒 1 例

● 2016 年累計

1 類感染症	なし			
2 類感染症	結核	320 例		
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	38 例		
4 類感染症	E 型肝炎	3 例	デング熱	3 例
	A 型肝炎	1 例	マラリア	1 例
	つつが虫病	1 例	レジオネラ症	24 例
5 類感染症	アメーバ赤痢	9 例	侵襲性髄膜炎菌感染症	3 例
	ウイルス性肝炎	1 例	侵襲性肺炎球菌感染症	34 例
	カルバペム耐性腸内細菌科細菌感染症	8 例	水痘（入院例に限る）	5 例
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2 例	梅毒	21 例
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4 例	播種性クリプトコックス症	3 例
	後天性免疫不全症候群	20 例	風しん	2 例
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1 例		

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報（IDWR） <http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■トピックス

《結核》

◆ 9月24日～30日は結核予防週間です

“知ってますか？「結核」が現代の病気だってコト”

～日本では、1日に50人、年間18,000人が新たに発症し、2,000の方が亡くなっています。

「結核」は今でも私達の身近にある病気です。2週間以上、咳やたんが続く場合は早めの受診を～

◆ 結核の発生動向

2015年、全国で18,280人の結核新規患者が報告されました。人口10万人あたりの罹患率は14.4で、過去数年間減少傾向は進んでいますが、欧米先進国と比較して未だ高い状況です。また、結核患者の高齢化が進んでおり、新規患者のうち70歳以上が全体の58.9%を占めています。

県内では、2015年に314人の新規患者が報告されました。人口10万人あたりの罹患率は15.4で、2012年以降は毎年減少していますが、全国平均よりやや高い状況です。

新規患者の年齢階級別割合をみると、全国と比較して70歳以上の割合が高く、一方で、50歳未満の割合が増加傾向にあります。

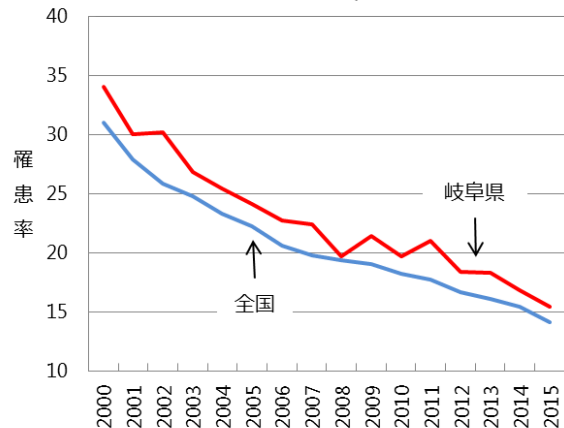
◆ 早期発見と確実な治療のために

結核のまん延を防止するためには、患者の早期発見と確実な治療が重要です。

定期健診と症状出現時の早めの受診が結核の早期発見の基本となります。

また、結核は、化学療法により完治しますが、きちんと服薬しないと、多剤耐性結核となることもあります。服薬治療は長期にわたるため、治療を確実に完遂するためには、医療機関、薬局、保健所等が協力して地域全体で結核患者を支援することが重要となります。

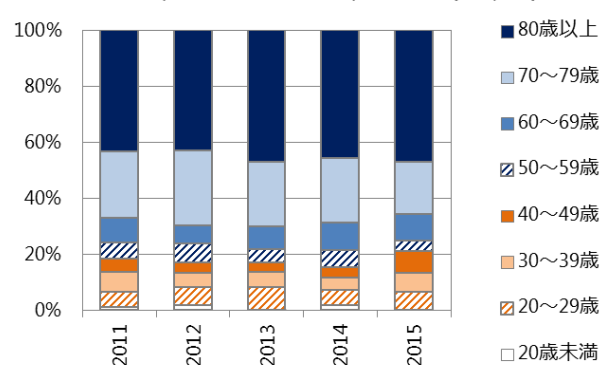
結核罹患率年次推移



岐阜県の結核患者

年次推移(年)	2011	2012	2013	2014	2015
新登録数	434	380	376	342	314
罹患率	21.0	18.4	18.3	16.8	15.4
潜在性結核	144	89	75	80	102
罹患率	7.0	4.3	3.7	3.9	5.0

結核患者年齢階級別割合 年次推移(岐阜県)



★ 結核とは

結核菌による感染症です。感染経路はほとんどが経気道性で、主に肺に定着し病巣を作りますが、骨や腸管、腎臓など肺以外の臓器に病巣を作ることもあります。感染した人のうち発病するのは5～10%と考えられ、感染後2年のうちに発病することが多いとされています。一方、感染後数年～数十年後に肺結核を発病することがあり、これは、体内で冬眠状態にあった結核菌が再び増殖（内因性再燃）することによるとされています。

★ 感染症法における取扱い

結核は、感染症法において2類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-kijun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>